

機密性 2

福岡高裁総第 1119 号

令和 4 年 12 月 22 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

福岡高等裁判所長官 中 里 智 美

調停運営協議会の開催結果について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議会を下記のとおり開催しました。

記

- 1 期 日 11月2日（水）午後1時30分
- 2 場 所 福岡高等裁判所（1202号会議室）
- 3 開 催 方 法 ウェブ会議ツールを利用する方法
- 4 出 席 者 別紙第1のとおり
- 5 協議結果要旨 別紙第2のとおり
- 6 添 付 資 料 令和3年度調停事件の概況（配布資料）

(別紙第 1)

出席者名簿

1 協議員

所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所
判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判 判
裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁 裁
方 方 庭 庭 方 庭 庭 方 庭 庭 方 庭 方
地 地 家 家 地 家 家 地 家 家 地 家 地
岡 岡 岡 岡 賀 賀 崎 崎 分 分 本 本 本
福 福 福 福 福 佐 佐 長 長 大 大 熊 熊
鹿 鹿 鹿 鹿 宮 宮 那 那

幹士夫子善善卓太茂一幸徳子平巳修晴彦郎勝栄
健憲一富一貞 龍 浩範浩あ高直 剛敏一秀
松星泉達賀澤永村脇藤邊長藤木玉免野 原袋藤
永赤大伊古古徳梶道佐渡山進島兒堂河辻竹島齋

2 参列昌

所 所 所 所
判 判 判 判
裁 裁 裁 裁
易 簡 家 家
庭 庭 庭 庭
方 地 家 家
岡 岡 岡 岡
福 福 福 福
福 福 福 福
福 福 福 福

判事
判事
次席家庭裁判所調査官
簡易裁判所判事

幸人広恭
洋靖昭
田島木次
田々
上小佐末

3 議長

福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所

所長
所長

田 岩 口 木 直 樹 塗

4 主催者

福岡高等裁判所
福岡高等裁判所

官長事務局

中上 里拂 智大 美作

機密性 2

(別紙第 2)

期 日 令和 4 年 11 月 2 日 (水)

場 所 福岡高等裁判所 1202 号会議室

調停運営協議会結果要旨

主催 福岡高等裁判所

第1 民事関係問題

【協議問題】

- 1 民事調停が直面している課題に対応するため調停委員に求められる技能について
- 2 調停委員が必要な技能向上を図る方策について

【協議結果】

(各序意見等)

- 1 協議問題1について

(1) 民事調停が置かれている状況について

○ 本年度5月に実施された調停委員協議会では、民事調停が置かれている状況について、①紛争の内容が複雑化・困難化している、②専門的知見を要する事件が増加している、③インターネット等を通じて当事者が法的知識を得ており、法的観点・専門的知見を重視した調停運営が求められているとの認識が示された。議論の出発点として、まずは民事調停が置かれている状況について共通認識を確認した。

(2) 民事調停委員に求められる技能について

○ 争点を把握して臨むことが求められているので、「[]簡易裁判所民事調停事件処理方式（[]調停実践方策）」による第1回期日の事前評議を行っている。裁判官からの適切なアドバイスを受け、請求が認められるための事実、事案解決に何が必要か、必要な証拠は何かを検討し、当事者の聴取に臨んでいる。また、中間、

事後評議も行い、それを受けた上で、裁判官から今後の進行方針や傾聴のあり方について指導を受け、調停委員会で進行方針を共有し、調停を進めている。（[]地裁）

○ 両当事者から公平に扱われていると信頼してもらうために調停期日における時間管理能力、限られた時間の中で傾聴し、必要な事実を引き出す調停運営能力が求められている。（[]地裁）

○ 建築関係を専門としているが、現在は複雑な事件が増えているので、第1回期日に入る前に十分な下準備を行うことが重要である。調停期日では、当事者双方の歩み寄りができるかどうか、落としどころをどこに持っていくのかを考え、どう説明し、納得してもらえるかの能力が求められている。そのために事前評議で調停委員会で情報を共有し、進行している。（[]地裁）

○ ①争点を見極めて結論を見据えて先を見通して調停を進めていく技能、②そのため必要な事実関係を的確に聴取する技能、③法的観点を踏まえて解決案を説明する技能が求められている。そのために事前評議が重要である。（[]地裁）

機密性 2

- 複雑困難な事案においては、専門家調停委員が専門的な観点から当該事案の争点を分析検討し、その分析内容を調停委員会で共有する必要がある。分析結果をレジュメにまとめて事前評議を行うことがある。 ([] 地裁)
- 専門外の事案においても主張の要点を理解して、争点を見極める能力が必要である。 ([] 地裁)
- 事前評議が充実しているが、裁判官が関与しない場合は相調停委員と打合せをしている。その前提として記録を読み込んでおく必要がある。調停回数が一、二回で終了するが多く、事件が長期化することは少ない。事件終了後に事後評議をすると、振り返りができ、より技能が高まるのではないかと考える。 ([] 地裁)
- 調停委員の半数以上が弁護士であるので、弁護士の調停委員と建築紛争であれば建築士の調停委員、また賃料増額の事件であれば、不動産鑑定士の調停委員が指定されている。当事者が、インターネットを通じて資料を提出されるので、専門知識が求められる。それに加えて、事件の進行には、調停委員会での法的観点を入れた評議が重要である。 ([] 地裁)

(3) 必要な技能向上に向けた工夫例等を調停委員と調停主任裁判官とが共有する方策について

- 全件で調停主任が立ち会うという恵まれた状況にある。事前評議では、決して受け身にならず、意見を述べ合い、調停主任に伺い、共通認識を持ち、事件の落ち着きどころを探って期日に臨んでいる。専門的な知見が必要な場合は、専門家調停委員が指定される。専門家調停委員の意見を聞いて、相調停委員、調停主任も理解を深めている。 ([] 地裁)

2 協議問題 2について

- 裁判所と調停委員が連携、協働して、経験が浅い調停委員に対するOJTを実践している。裁判所における新任調停委員の調停見学会を実施しており、見学会後に裁判官、書記官、新任調停委員と意見交換を行っている。そのほかに調停協会と裁判所が連携して、ケース研究を行っている。 ([] 地裁)
- コロナ禍前は、不動産関係、金融関係、建築関係など各分野の専門的な委員がいるので、1か月に1回勉強会をしており、専門的な委員に調停での経験談を話してもらっていた。2回に1回くらい裁判所にも担当してもらっていた。今年は2か月に1回くらい実施している。 ([] 地裁)
- 裁判所が主催する研修では、調停委員の専門性や経験を加味して実施されるが、調停

協会主催の民事研修はコロナ禍の影響でここ数年開催ができておらず、また参加者のニーズに応えようとするあまり共通テーマにこだわってしまう傾向があり、苦慮している。

([] 地裁)

- 専門性を要する事案が増加している現状に鑑みて、専門家の知識・経験に触れる機会をできるだけ増やすことが必要と考える。コロナ前は、一級建築士である調停委員の建築紛争についての講義を実施した。コロナ禍ではなかなか集合研修ができないので、研修ニュースという会報に、一級建築士、医師、損害保険会社の委員に寄稿してもらっている。 ([] 地裁)
- コロナ前は月 1 回の自主勉強会を実施していたが、コロナ禍で参集が困難だった。今後は、ウィズコロナという観点からも十分に感染防止対策を取り、再開をしていきつづある状態である。令和 3 年度は、調停協会の勉強会で、裁判官に「知らないと怖いかもしれない民法改正」という講演をしてもらった。地区別研修会で調停委員の講師による民法改正及び相続の講義を実施している。令和 4 年度においても建築関係の新任委員が新たに 4 名入ったので、研修実施しており、今後も継続していきたい。 ([] 地裁)
- 大学教員を講師に招いて研修を実施していたが、コロナ禍では勉強会ができていない。ベテランの調停委員の経験を話してもらう機会を作っていきたい。 ([] 地裁)

3 参列者のコメント

- 従来から民事調停事件において、紛争解決の機能強化ということが言われ、そのためには評議の充実が重要であるということが言われている。今日の協議会においても、ご指摘、ご紹介があったように、事前評議、中間評議、事後評議といった調停期日における各評議はもちろん重要だが、それに加えて、調停に関する技能を調停委員と調停主任裁判官が共有するという観点からは、調停手続が終了した直後において、終了後の評議で、当初から手続終了に至るまでの間に当事者とのやり取りや調停委員会内部でのやり取りについて、ある程度時間を取って、振り返って反省したり、検討して意見交換をすることも有用なことではないかと思っている。そして、そのような評議を積み重ねることが調停委員としての技能の向上を図り、これを定着させることを実現する方策の一つとなるのではないかと考える。
- 本日は、調停委員に求められる技能の関係と専門的知見を要する事件への対応、この 2 点について、お話をさせていただきたい。まず、当事者からの傾聴とそれに基づく説得が重要であることは申し上げるまでもない。傾聴については、事前評議により事案をしっかりと把握し、聞くべきポイントが何かを頭に入れた上で、当事者の話を聞くことが

重要である。説得の場面になった場合に心掛けるべきなのは、聞いた上で双方の言い分の異なる部分がどこかを調停委員として指摘できるかが、その後の進行に関わってくると思われる。研修等で、弁護士資格のある調停委員から、説得技法をテーマに話してもらうのも有用ではないかと思う。また、調停委員に求められる技能として、時間管理能力、調停運営能力といった指摘があった。これに関して、各期日の目的や進行について、当事者に明確に示すことが非常に大事になると考える。それから、専門的知見について、建築事件を例にすると、大きく分けて、当事者の主張を専門的知見から理解する場面と、専門的知見に基づいて当事者を説得する場面の2つがあるが、前者においては必ずしも調停委員2名とも専門家でなくとも、当事者の主張を理解するために、相調停委員からレクチャーを受けて理解するとか、裁判官を含めた評議において知識を獲得する、更に専門的になった場合には、当事者の方から質問し、説明を求めて理解するということも考えられる。それから、施主対施工の対立の場合に、施主側は建築事件の知識が十分あるわけではないので、当事者が問題にしていない点について、専門家からすると問題であるといった場合に、それを指摘することで、当事者間の公平をさまたげるということもあるので、留意する必要がある。こういう場合に、調停主任裁判官を交えて、進行についての評議が必要になってくる。最後に、調停運営が、ユーザーからどのように見えているかということも意識しながら運営していく必要もある。何らかの機会を通じて、代理人の弁護士から、今ある調停の運営はどうかという意見を聞くことなども、今後の技能の向上を図る方策として考えられる。

第2 家事関係問題

【協議問題】

- 1 調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組について
 - (1) 同取組の各庁における実情
 - (2) 同取組についての調停委員としての受け止め、調停運営についての意識の変化、同取組の効果等についての実感
 - (3) 同取組の更なる推進のために調停委員が果たすべき役割
- 2 ウェブ会議を利用した調停手続について
 - (1) ウェブ会議の導入についての調停委員としての受け止め
 - (2) ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方

【協議結果】

(各序意見等)

1 協議問題 1 の(1)及び(2)について

- 手続のセルフ説明（初回期日出頭時の当事者本人に、手続説明書面を交付し、調停期日が始まる前に読んでおくよう指示しているもの）、期日調整ツール（3～4か月先の期日を表示して、続行が決まった段階で各当事者に渡すもの）を活用することで、期日調整が容易になり、時間短縮にもつながった。午後 2 枠制等は、代理人がついている遺産分割調停事件などで活用している。評議の充実については、全件事前評議を行っており、その中で争点整理ができ、裁判官への提案もできるようになった。（[] 家裁）
- 午後 2 枠制を導入している。以前は、当事者の意見等を傾聴すること、遮らないことを大切にしていたが、現在は寄り添うことと効率化とのバランスを考えながらやっている。本人の解決意欲を引き出し、主体的に解決することに意味があると思う。効果的な調停のためには、評議をして見通しを立てること、当事者を含めてホワイトボードを活用し見える化して認識を共有することが大切だと思う。（[] 家裁）
- 期日前に裁判官から争点整理結果や確認すべき事項等について、詳細なメモが配布され、それに沿って聴取した後に中間評議を実施している。中間評議は、事後評議と比べて、双方の意向を確認した後に方針等の修正もできるという良さがある一方で評議待ちも課題である。（[] 家裁）
- 毎年新しい取組を行っているが、今年は本庁と支部との連携強化、紛争解決機能の充実強化、ウェブを利用した調停についての頭づくりなどを行い、調停委員自身のスキルアップに努めている。（[] 家裁）

(議長のコメント)

- 評議については、事前・中間・事後のいずれの方法で行うのかについては、裁判官とよく相談されたい。
- 取組の定着と深化のためには、全調停委員に浸透させることが重要と思うので、①ウェブと収集のハイブリッド型の研修実施、ウェブエックスを使っての勉強会実施、②裁判所が DVD（評議の場面）を作成し、貸出したりするなど広く利用しやすい工夫、③調停委員向け情報誌による発信（各研究会の還元、システム紹介など）を行っている。

（[] 家裁）

- ファスト・トラック的運用を行い、期日には双方の資料が揃っていることが多い。また、電話会議の利用については、非公開性の担保及び本人確認について慎重に行いながら柔軟に利用している。経過メモについては、従来からある遺産分割調停事件、夫婦関

機密性 2

係調整調停事件、その他に加えて、面会交流調停事件、親権関係調停事件を作成した。書式を増やすだけではなく、書式も大幅に改定し、書面評議にも活用できるものにした。

(■家裁)

- 冒頭の説明を 5 枚程度のパネルを利用して行っているが、聞き直したりすることに時間がかかるため、時間管理の難しさも感じている。

評議については、①異動後の事前評議を含めた評議の充実、②評議メモの活用、③評議の 1 回 5 分ルール、④メモへの目安時間の記入、などの取組を行っている。また、当事者に対し、期限を伝えた上で書類提出指示を行い、電話で書記官が催促することもある。更に、電話会議を多用することで、当事者の様子を気にすることなく調停委員主導で進めていくことができる。研修についても、月 1 回実施し、多くの調停委員が参加している。(■家裁)

- 初回は、手続説明もあり時間が少し足りないと感じるが、全体として調停委員の意識の変化がある。調停委員において、無駄なことはできない、争点を把握して調停に臨むという意識ができた。また、書面評議を活用することで無駄のない聴取ができる。

(■家裁)

2 協議問題 1 の(3)について

- 当事者の権利意識が高まっており、ネット等で既に知識を持っている場合が多いと感じる。目的を持った傾聴を行い、当事者に違う角度から考えさせるために質問を工夫し、働きかけを行っている。また、各種取組を一過性のものとせず継続していくことや、裁判所側においては異動等でも後任や新任に引き継ぎ、調停委員側も新任に引き継ぎ共有していく必要性がある。(■家裁)

(議長のコメント)

- 各庁とも、課題はありつつも一定程度その効果が実感できているとのことであった。取組を振り返り、見えてきた課題については各庁において克服するための工夫を継続的に行っていただきたい。

3 協議問題 2 の(1)について

- 電話会議よりは対面がベストだとほとんどの調停委員が思っている。調停委員は、当事者を迎えた際などの当事者の態度、服装、所持品なども含めて見ている。しかし、ウェブ会議や電話会議を否定するものではないし、今後はウェブ会議が主になると想うので、研修の実施を検討している。(■家裁)

(議長のコメント)

- 調停とは何かという根本的な考え方にも関係してくるところであり、対面のよいところやウェブのよいところを、事案等によりどう使い分けていくのかというところだと思われる。
- 非公開性の担保が懸念される。また、面会交流等で実施している親ガイダンスはどういう時期にどういう形でやるのか知りたい。 (■家裁)
- 対面であれば、当事者の表情を見ながら進行を考えることができるが、ウェブ会議の場合、調停委員と当事者との間に信頼関係がどの程度築けるのかに不安がある。最初は対面で行った上で、ウェブ会議利用時の注意喚起をするなどすれば利用可能と思われる。また、別階調停などで調停委員が移動することも不要となる。 (■家裁)
- ウェブ会議の利用は、目的やデジタル化の流れからして当然だと受け止めている。経験した委員から聞いたところによると、映像も音声も鮮明であり、表情が見えるので、当事者が理解、納得しているかが確認できるので非常によかったです、電話会議より数段よいとのことであった。また、様々な理由で調停の利用に不安があるような、本当に必要な人の利用につながる。早期に定着させ、当事者の利便性の向上を図る必要がある。
(■家裁)
- 遺産分割調停事件等で複数の地域をつなぐことが可能となるし、ウェブ会議なら顔を合わせてもいい、といった同席調停の機会も増えると思われる。また、接触回避事案への活用、期日間の短縮につながる。一方、誤操作、想定外の事態への対応、対面が望ましいのにウェブ会議を強く希望した場合の対応などには不安がある。結論として、対面、ウェブ会議、電話会議のそれぞれの特徴を、事案、状況、段階に応じて、1つの事件でも使い分け、ウェブ会議を進めていければいいと思う。 (■家裁)
- ウェブ会議について、積極的に利用するというのが共通認識となっている。対面には劣るのは認識しているが、電話会議に比べて利点が多く、操作も難しくない。しかし、法改正により3年以内には離婚や離縁もウェブ会議により成立させることができるようになるので、利用希望者が増えウェブ会議の機器が不足するのではと心配している。確かに非公開性の担保の点では危険を伴うが、口頭でも注意するし、本人事案では壁紙機能を外してもらった上でパソコン等で周囲を映してもらい、免許証等で本人確認をしている。 (■家裁)

4 協議問題 2 の(2)について

- 非公開性の担保が心配である。スマートフォン利用など使い方の拡大も心配である。
先行庁である福岡家裁にフォローしてほしい。 (■家裁)

○ 先日研修を実施したが、意外とスムーズにできた。DV 事案や出頭困難事案に活用できると思う。非公開性の担保については、対面も電話会議も同じ問題がある。情報が流出されてもいいような話をしなさい、ということになるのかなとも思う。 (■家裁)

○ 顔が見えるので、代理人事案でも本人への発言を促すことができる。相互に反応が見えるので、信頼関係の構築にも役立つ。遺産分割調停事件や財産関係事案は、ヌーボード等で情報を共有することができるし、多数当事者間も接続することができる。感染症対策、警備事案にも役立つ。ただ、こちらも見られているという意識をもって臨むことが大事だと思う。対面とは違い、画面の枠内でしか姿が見えないため、調停委員の役割分担の説明、目線の位置など対面以上に意識する必要がある。 (■家裁)

(議長のコメント)

○ ウェブ会議に対する共通認識はできたところだと思われる。ウェブ会議は、単なる電話会議の代替ではなく、更にメリットの多い手段の一つであるということ、そして実践を重ねていくことで、当事者のニーズを踏まえた活用方法を検討していく必要がある。また、■家裁からの発言のとおり、潜在的な利用者も増えるのではないかという視点もある。ウェブ会議は、当事者のニーズを踏まえた有効かつ充実した調停運営を実現するためツールの一つとして活用を考えていく必要がある。

(裁判官のコメント)

○ 各庁の取組について、真摯に取り組んでいただいているのが理解できた。調停の本質に根差した調停運営は難しい。浸透しているかもしれないがどうなのかなという反省もある。ウェブ会議に対しては不安があると思うが、始まってみると思ったよりスムーズだと感じているし、当事者の評判もかなりよい。ウェブ会議は、対面には劣るがかなり評価できるツールの一つだと思う。福岡家裁の資料を大いに活用していただき、使い方を一緒に考えていきたい。

(参列員等のコメント)

○ 限られた時間で効果的に必要事項を聴取するという課題がいかに難しいかが改めてわかった。当事者が主体的に解決を目指していくような働きかけも求められるが、様々な面接技法が求められる。更に、ウェブ会議になると、リモート特有の配慮も必要となる。現在、調査官は、テレビ会議を使ってリモート調査を行うことで事例を積み重ねている。モニターの映り込みの範囲調整、間の取り方、相槌の打ち方、アクション、話すスピード調整、要約を増やすなど重要と考えている。オンラインコミュニケーションの知見を踏まえて、当事者との信頼関係を構築していきたい。面接技法についても研修を

機密性2

実施しているが、今年度はウェブ会議でのオンラインコミュニケーションについても実施する予定であり、内容は各庁にも情報共有していく。親ガイダンスについては、従来の形ではなく、最高裁作成のDVD視聴と調査官調査の中でのガイダンス的な働きかけを行おうと考えている。調査官としては、調停の進行を様々な場面で支援していきたい。

以上

【機密性2】

令和3年

調停事件の概況

令和4年11月

福岡高等裁判所

別 表 目 錄

別表第1	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数の推移	8
2	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数(指数)の推移	8
3	民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移	9
4	民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)	10
5	令和2年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件の構成比	10
6の1	民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移	11
6の2	民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移	11
7	民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移	12
8の1	民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移	13
8の2	民事調停事件(簡裁)における弁護士閲与率	14
9	令和3年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数	15
10	家事調停事件の新受件数の推移	16
11	家事調停事件の新受件数(指数)の推移	16
12	家事調停事件の新受件数の推移(各家裁別)	17
13	家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)	18
14	令和3年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳	19
15	令和3年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比	18
16の1	家事調停事件の既済件数の推移	20
16の2	家事調停事件の未済件数の推移	20
17	家事調停事件の終局区分の推移	21
18	令和3年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)	22
19	家事調停事件の既済事件の審理期間の推移	23
20の1	家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移	24
20の2	家事調停事件既済・未済事件の平均審理期間の推移(管内各庁)	24
21	令和3年別表第二調停事件の未済事件の審理期間	25
22	遺産分割事件における終局区分別割合・平均調停期日回数	26

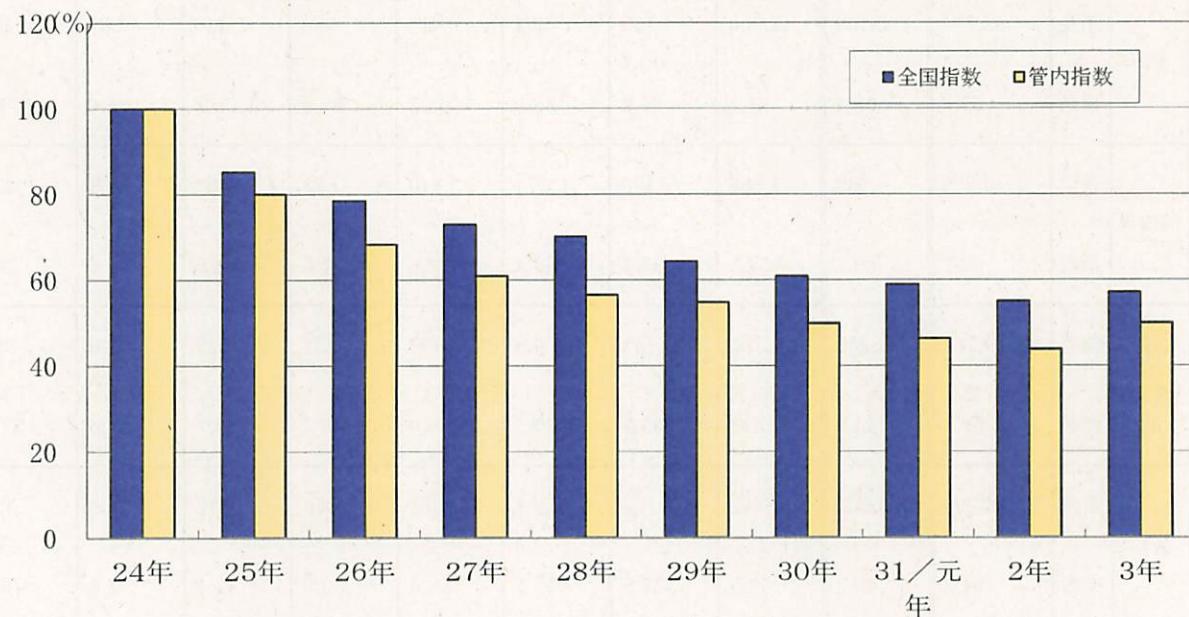
(別表第1)

民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

年 次	全 国				管 内			
	新 受 件 数	指 数			新 受 件 数	指 数		
			一 般 調 停	特 定 調 停			一 般 調 停	特 定 調 停
24年	55,862	100.0	50,348	5,514	11,047	100.0	10,263	784
25年	47,596	85.2	43,747	3,849	8,841	80.0	8,209	632
26年	43,862	78.5	40,491	3,371	7,544	68.3	7,076	468
27年	40,760	73.0	37,682	3,078	6,735	61.0	6,256	479
28年	39,191	70.2	36,101	3,090	6,244	56.5	5,706	538
29年	35,939	64.3	32,545	3,394	6,052	54.8	5,159	893
30年	34,019	60.9	30,656	3,363	5,503	49.8	4,830	673
31／元年	32,919	58.9	29,927	2,992	5,118	46.3	4,476	642
2年	30,723	55.0	28,302	2,421	4,845	43.9	4,438	407
3年	31,869	57.0	29,598	2,271	5,511	49.9	5,132	379

(別表第2)

民事調停事件（高・地・簡）の新受件数（指数）の推移



(別表第3)

民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成24年	新受	48,627	7,772	3,265	325	544	654	1,169	662	577	576
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25年	新受	42,821	6,772	2,687	308	556	630	985	658	443	505
	指数	88.1	87.1	82.3	94.8	102.2	96.3	84.3	99.4	76.8	87.7
26年	新受	40,063	6,029	2,736	238	535	465	743	457	376	479
	指数	82.4	77.6	83.8	73.2	98.3	71.1	63.6	69.0	65.2	83.2
27年	新受	37,445	5,531	2,591	208	398	406	679	421	439	389
	指数	77.0	71.2	79.4	64.0	73.2	62.1	58.1	63.6	76.1	67.5
28年	新受	35,708	5,076	2,216	182	380	433	548	358	351	608
	指数	73.4	65.3	67.9	56.0	69.9	66.2	46.9	54.1	60.8	105.6
29年	新受	32,704	5,159	2,003	173	304	414	988	438	381	458
	指数	67.3	66.4	61.3	53.2	55.9	63.3	84.5	66.2	66.0	79.5
30年	新受	30,959	4,642	1,886	180	274	540	673	362	269	458
	指数	63.7	59.7	57.8	55.4	50.4	82.6	57.6	54.7	46.6	79.5
31年 /令和元年	新受	29,764	4,269	1,700	142	329	497	531	329	240	501
	指数	61.2	54.9	52.1	43.7	60.5	76.0	45.4	49.7	41.6	87.0
2年	新受	26,390	3,587	1,402	122	264	383	356	312	309	439
	指数	54.3	46.2	42.9	37.5	48.5	58.6	30.5	47.1	53.6	76.2
3年	新受	25,476	3,696	1,422	140	266	365	403	312	298	490
	指数	52.4	47.6	43.6	43.1	48.9	55.8	34.5	47.1	51.6	85.1

(別表第4)

民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成29年		平成30年		平成31年／令和元年		令和2年		令和3年	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総数	5,159	100.0	4,642	90.0	4,269	82.7	3,587	69.5	3,696	71.6
一般調停	4,266	100.0	3,969	93.0	3,631	85.1	3,181	74.6	3,317	77.8
民事一般	3,105	100.0	2,837	91.4	2,635	84.9	2,288	73.7	2,436	78.5
宅地建物	385	100.0	399	103.6	446	115.8	410	106.5	387	100.5
農事	2	100.0	3	150.0	2	100.0	1	50.0	3	150.0
商事	612	100.0	573	93.6	405	66.2	345	56.4	385	62.9
交通	157	100.0	150	95.5	142	90.5	136	86.6	99	63.1
公害等	5	100.0	7	140.0	1	20.0	1	20.0	7	140.0
特定調停	893	100.0	673	75.4	638	71.4	406	45.5	379	42.4

(別表第5)

令和3年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件の構成比

府名	総数	一般調停							特定調停	備考
		総数	民事一般	宅地建物	農事	商事	交通	公害等		
全国	25,476	23,245	15,153	3,467	16	3,125	1,430	54	2,231	
構成比(%)	100.0	91.2	59.5	13.6	0.1	12.3	5.6	0.2	8.8	
管内	3,696	3,317	2,436	387	3	385	99	7	379	
	(14.50)	89.7	65.9	10.5	0.1	10.4	2.7	0.2	10.3	
福岡	1,422	1,265	727	164	0	321	50	3	157	
	(5.60)	89.0	51.1	11.5	0.0	22.6	3.5	0.2	11.0	
佐賀	140	127	105	11	0	1	9	1	13	
	(0.50)	90.7	75.0	7.9	0.0	0.7	6.4	0.7	9.3	
長崎	266	241	191	26	0	17	5	2	25	
	(1.0)	90.6	71.8	9.8	0.0	6.4	1.9	0.8	9.4	
大分	365	332	288	14	0	26	4	0	33	
	(1.40)	91.0	78.9	3.8	0.0	7.1	1.1	0.0	9.0	
熊本	403	317	284	21	1	3	8	0	86	
	(1.60)	78.7	70.5	5.2	0.2	0.7	2.0	0.0	21.3	
鹿児島	312	292	228	47	0	9	7	1	20	
	(1.20)	93.6	73.1	15.1	0.0	2.9	2.2	0.3	6.4	
宮崎	298	265	239	19	0	0	7	0	33	
	(1.20)	88.9	80.2	6.4	0.0	0.0	2.3	0.0	11.1	
那覇	490	478	374	85	2	8	9	0	12	
	(1.90)	97.6	76.3	17.3	0.4	1.6	1.8	0.0	2.4	

※ 管内の総数に示す構成比は、全国の総数を100とした場合の比率

(別表第6の1)

民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成29年	既済	32,874	5,119	2,030	182	316	386	980	440	339	446
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30年	既済	31,096	4,735	1,965	170	282	542	699	359	283	435
	指数	94.6	92.5	96.8	93.4	89.2	140.4	71.3	81.6	83.5	97.5
31年 /令和元年	既済	29,716	4,252	1,651	153	317	479	553	339	254	506
	指数	90.4	83.1	81.3	84.1	100.3	124.1	56.4	77.0	74.9	113.5
2年	既済	26,515	3,786	1,542	129	290	415	365	316	305	424
	指数	80.7	74.0	76.0	70.9	91.8	107.5	37.2	71.8	90.0	95.1
3年	既済	26,729	3,607	1,400	130	263	365	401	292	242	514
	指数	81.3	70.5	69.0	71.4	83.2	94.6	40.9	66.4	71.4	115.2

(別表第6の2)

民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成29年	未済	8,927	896	372	29	58	90	131	54	59	103
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30年	未済	8,790	803	293	39	50	88	105	57	45	126
	指数	98.5	89.6	78.8	134.5	86.2	97.8	80.2	105.6	76.3	122.3
31年 /令和元年	未済	8,838	820	342	28	62	106	83	47	31	121
	指数	99.0	91.5	91.9	96.6	106.9	117.8	63.4	87.0	52.5	117.5
2年	未済	8,713	621	202	21	36	74	74	43	35	136
	指数	97.6	69.3	54.3	72.4	62.1	82.2	56.5	79.6	59.3	132.0
3年	未済	7,460	710	224	31	39	74	76	63	91	112
	指数	83.6	79.2	60.2	106.9	67.2	82.2	58.0	116.7	154.2	108.7

(別表第7)

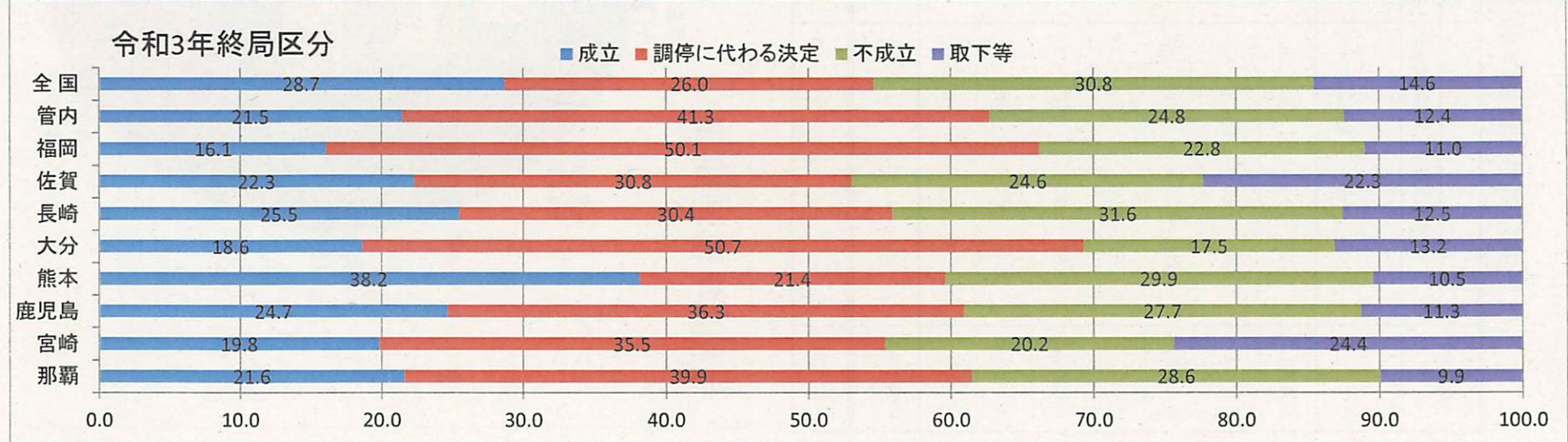
民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移

序名	成立率						調停に代わる決定率						不成立率						取下等率					
	29年	30年	31年/元年	2年	3年	平均	29年	30年	31年/元年	2年	3年	平均	29年	30年	31年/元年	2年	3年	平均	29年	30年	31年/元年	2年	3年	平均
全国	34.1	33.6	33.3	29.1	28.7	31.9	19.8	20.4	19.1	23.7	26.0	21.6	29.0	29.1	31.1	30.9	30.8	30.1	17.0	17.0	16.4	16.4	14.6	16.3
管内	33.4	28.7	28.1	21.7	21.5	27.2	34.2	35.9	34.6	41.9	41.3	37.2	19.8	21.7	24.4	25.5	24.8	23.0	12.6	13.7	12.9	11.0	12.4	12.6
福岡	26.5	23.0	21.4	15.6	16.1	21.1	39.6	45.6	43.5	52.0	50.1	45.7	20.7	18.3	23.3	23.7	22.8	21.5	13.2	13.1	11.8	8.7	11.0	11.7
佐賀	33.5	20.6	39.9	26.4	22.3	28.8	37.4	35.9	24.8	42.6	30.8	34.3	18.1	25.3	30.1	22.5	24.6	24.0	11.0	18.2	5.2	8.5	22.3	13.0
長崎	28.5	34.4	28.1	22.4	25.5	27.8	32.6	30.9	32.2	28.6	30.4	31.0	24.7	23.0	21.8	31.0	31.6	26.2	14.2	11.7	18.0	17.9	12.5	15.0
大分	23.6	22.5	19.4	20.7	18.6	21.0	43.3	38.9	41.8	44.6	50.7	43.3	16.8	21.8	23.2	21.4	17.5	20.4	16.3	16.8	15.7	13.3	13.2	15.2
熊本	59.6	50.8	48.1	42.7	38.2	50.5	18.8	19.7	17.9	23.0	21.4	19.7	14.7	18.3	24.1	27.4	29.9	20.8	6.9	11.2	9.9	6.8	10.5	8.9
鹿児島	25.9	28.7	29.5	14.9	24.7	25.0	40.5	27.3	30.7	38.3	36.3	34.8	20.9	28.1	26.3	33.2	27.7	26.8	12.7	15.9	13.6	13.6	11.3	13.5
宮崎	21.5	30.0	25.2	23.6	19.8	24.0	34.8	28.3	32.7	42.6	35.5	34.9	23.3	28.3	28.3	20.0	20.2	24.0	20.4	13.4	13.8	13.8	24.4	17.1
那覇	35.2	26.0	33.2	28.1	21.6	28.7	28.9	29.4	24.9	29.5	39.9	30.7	22.9	30.1	26.3	30.0	28.6	27.5	13.0	14.5	15.6	12.5	9.9	13.1

-12-

令和3年終局区分

■成立 ■調停に代わる決定 ■不成立 ■取下等

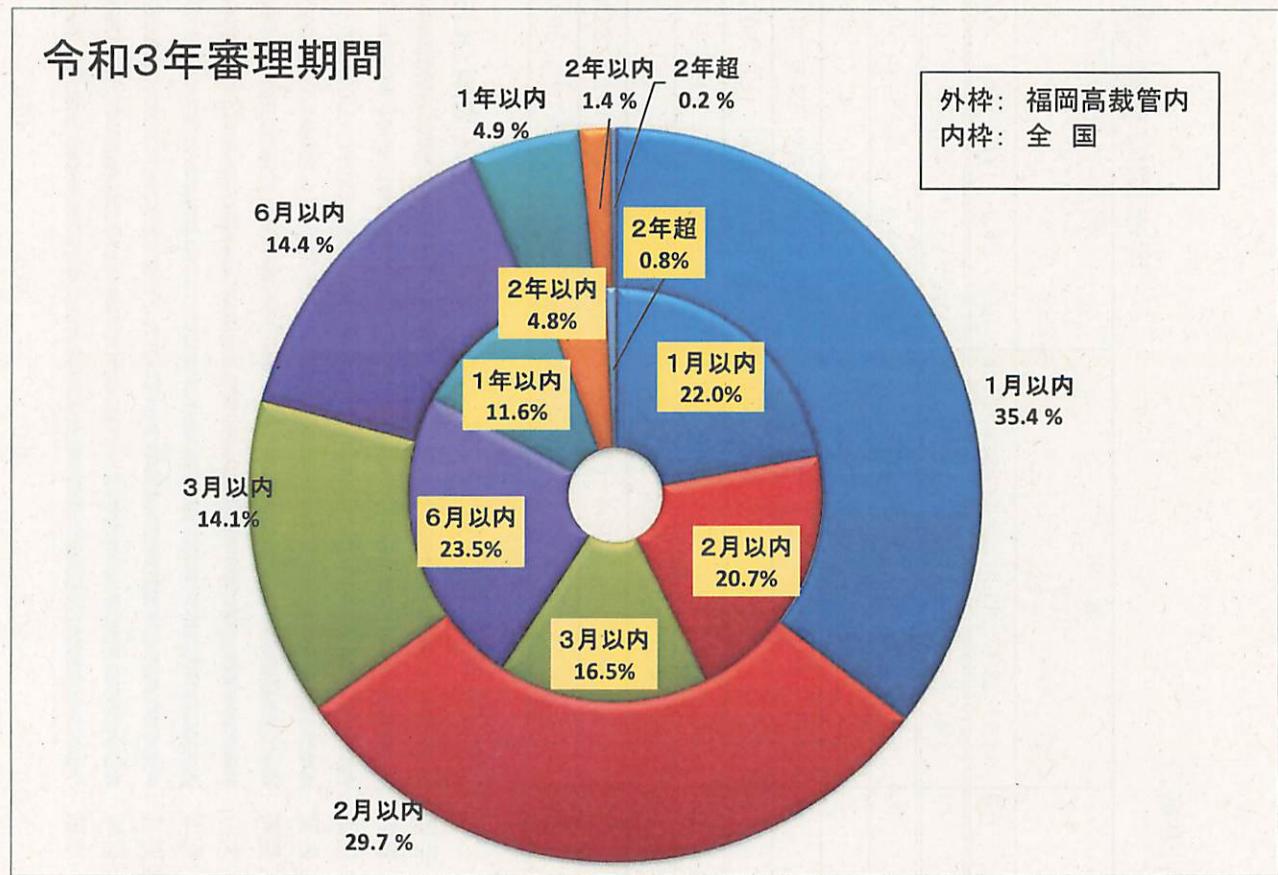


※数値は百分率(%)を示す。

(別表第8の1)

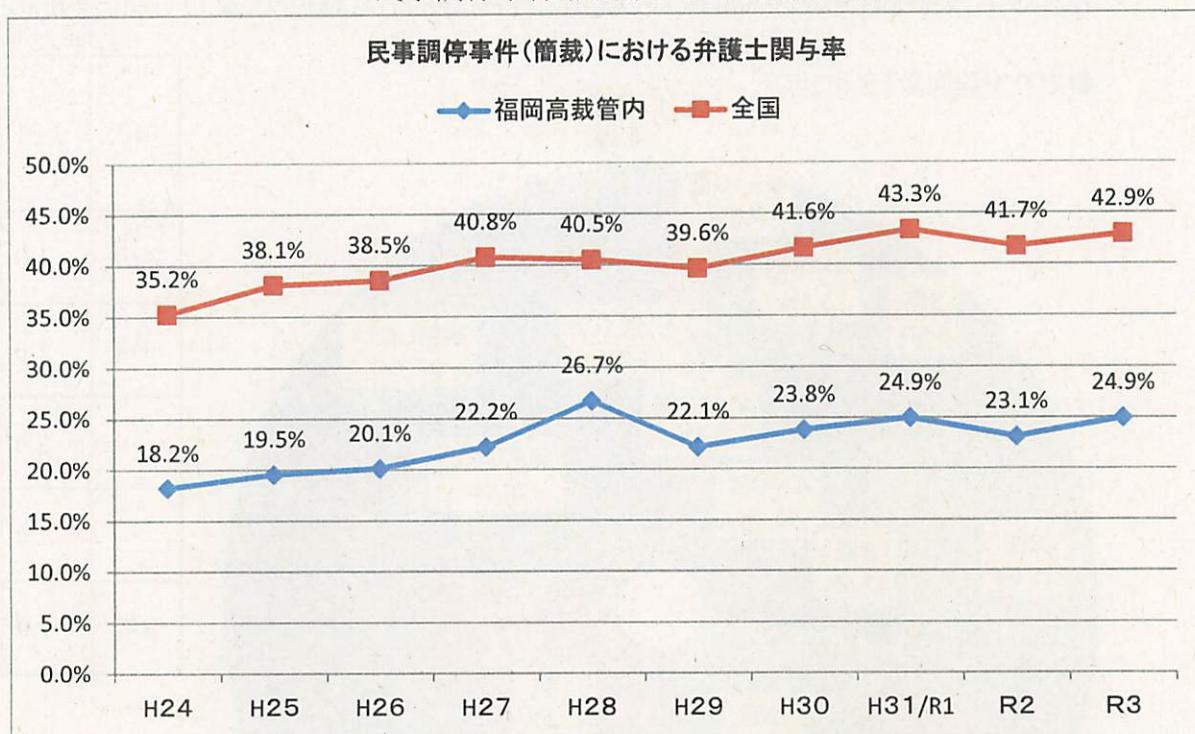
民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移

期間	29年		30年		31年/元年		2年		3年		全国(令和3年)	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
総 数	5,119	100.0	4,735	100.0	4,735	100.0	3,786	100.0	3,607	100.0	26,729	100.0
1月以内	1,709	33.4	1,390	29.4	1,147	24.2	1,231	34.1	1,278	35.4	5,880	22.0
2月以内	1,969	38.5	1,789	37.8	1,448	30.6	985	27.3	1,070	29.7	5,536	20.7
3月以内	641	12.5	735	15.5	722	15.2	574	15.9	507	14.1	4,417	16.5
6月以内	565	11.0	586	12.4	658	13.9	706	19.6	518	14.4	6,287	23.5
1年以内	187	3.7	179	3.8	241	5.1	245	6.8	176	4.9	3,095	11.6
2年以内	41	0.8	46	1.0	32	0.7	43	1.2	49	1.4	1,288	4.8
2年超	7	0.1	10	0.2	4	0.1	2	0.1	9	0.2	226	0.8
平均審理期間 (管内)	2.0月		2.2月		2.4月		2.5月		2.3月			
同上(全国)	3.4月		3.5月		3.7月		4.3月		4.0月			



(別表第8の2)

民事調停事件(簡裁)における弁護士関与率

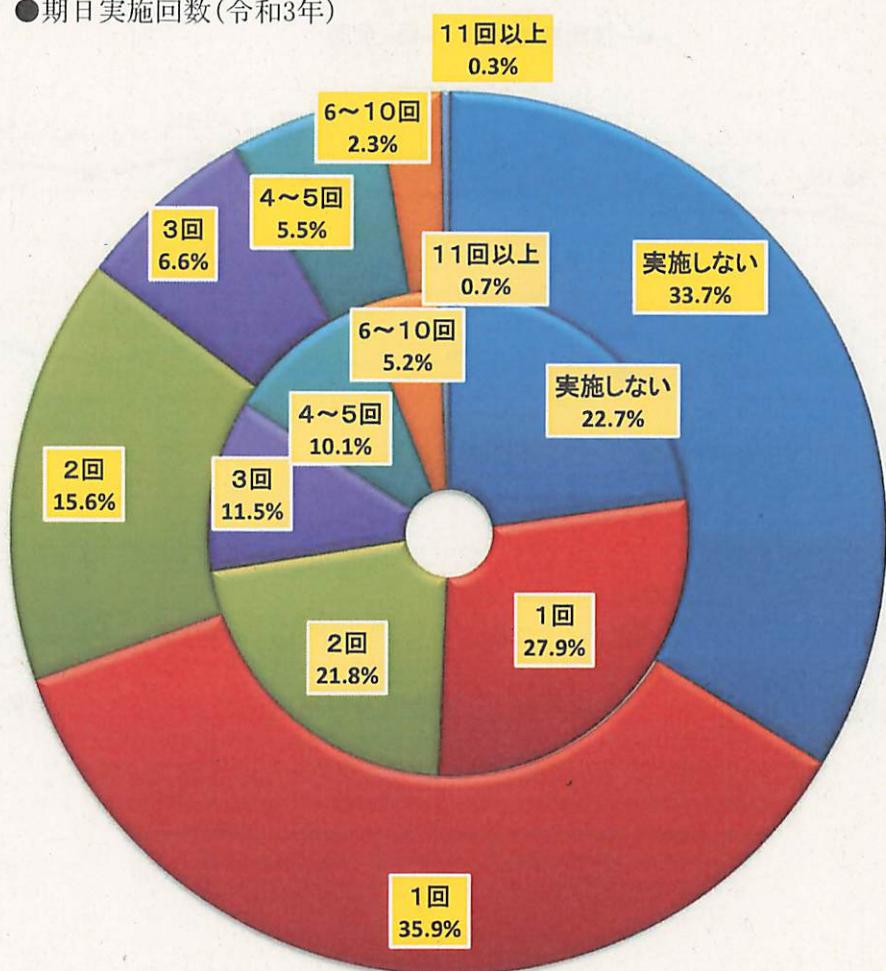


※簡裁(ノ)号事件のうち、事件表上、貸金業及び信販関係と報告された事件を除く。

(別表第9)

令和3年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数

●期日実施回数(令和3年)



年次	平均実施回数	
	全国	管内
平成29年	1.9	1.3
30年	2.0	1.3
31年/令和元年	2.0	1.4
2年	1.9	1.3
3年	1.9	1.3

(内円)全国 26,729件

(外円)管内 3,607件

●平均実施回数(令和3年)

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
1.1	1.3	1.3	1.4	1.6	1.1	0.9	1.6

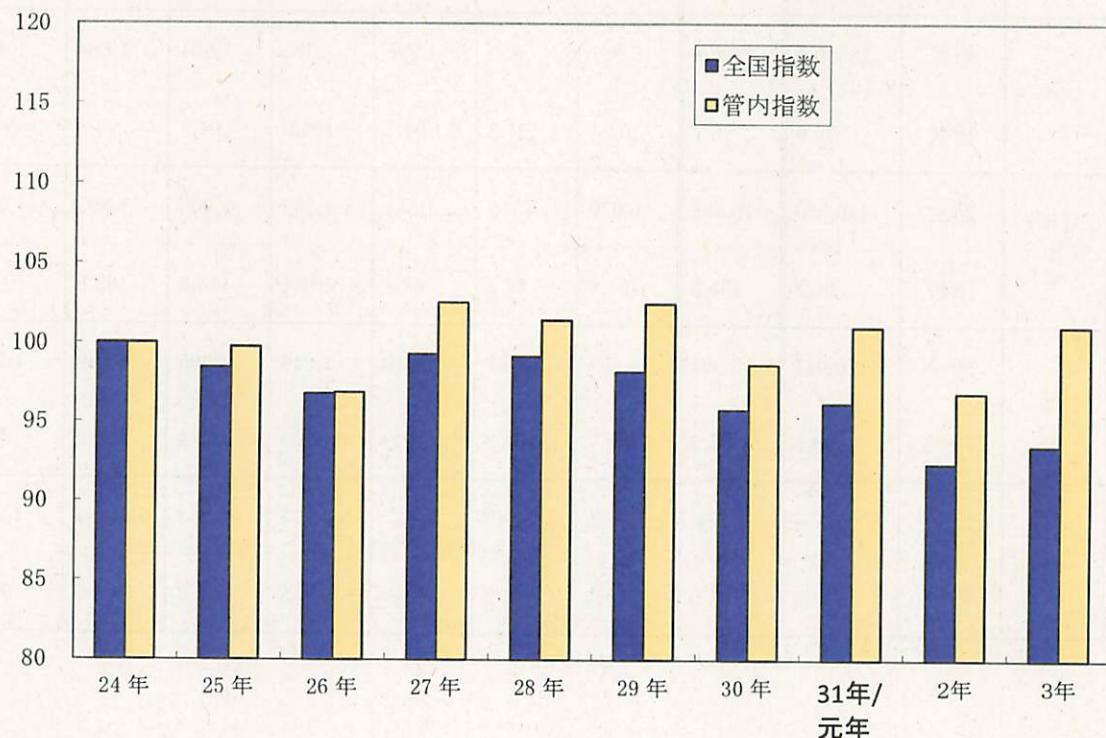
(別表第10)

家事調停事件の新受件数の推移

年次	全 国				管 内			
	新受件数	指 数	別表第二 調停	別表第二 以外の 調停	新受件数	指 数	別表第二 調停	別表第二 以外の 調停
平成24年	141,802	100.0	73,204	68,598	16,423	100.0	8,833	7,590
25年	139,593	98.4	74,870	64,723	16,384	99.8	9,321	7,063
26年	137,207	96.8	75,972	61,235	15,905	96.8	9,279	6,626
27年	140,822	99.3	78,909	61,913	16,837	102.5	9,962	6,875
28年	140,640	99.2	80,213	60,427	16,654	101.4	10,046	6,608
29年	139,274	98.2	81,600	57,674	16,825	102.4	10,434	6,391
30年	135,784	95.8	80,453	55,331	16,206	98.7	10,109	6,097
31年/令和 元年	136,359	96.2	81,795	54,564	16,583	101.0	10,463	6,120
2年	130,937	92.3	79,652	51,285	15,904	96.8	10,219	5,865
3年	132,556	93.5	82,600	49,956	16,594	101.0	10,987	5,607

(別表第11)

家事調停事件の新受件数(指数)の推移



(別表第12)

家事調停事件の新受件数の推移(各家裁別)

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成24年	新受	141,802	16,423	5,799	901	1,484	1,271	2,146	1,742	1,413	1,667
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25年	新受	139,593	16,384	5,496	920	1,451	1,324	2,166	1,787	1,426	1,814
	指数	98.4	99.8	94.8	102.1	97.8	104.2	100.9	102.6	100.9	108.8
26年	新受	137,207	15,905	5,563	801	1,296	1,388	2,083	1,743	1,419	1,612
	指数	96.8	96.8	95.9	88.9	87.3	109.2	97.1	100.1	100.4	96.7
27年	新受	140,822	16,837	6,036	867	1,368	1,368	2,041	1,754	1,541	1,862
	指数	99.3	102.5	104.1	96.2	92.2	107.6	95.1	100.7	109.1	111.7
28年	新受	140,640	16,654	5,993	775	1,449	1,394	1,924	1,819	1,393	1,907
	指数	99.2	101.4	103.3	86.0	97.6	109.7	89.7	104.4	98.6	114.4
29年	新受	139,274	16,825	5,919	808	1,423	1,335	2,006	1,755	1,616	1,963
	指数	98.2	102.4	102.1	89.7	95.9	105.0	93.5	100.7	114.4	117.8
30年	新受	135,784	16,206	5,937	823	1,396	1,335	1,964	1,634	1,410	1,707
	指数	95.8	98.7	102.4	91.3	94.1	105.0	91.5	93.8	99.8	102.4
31年/令和元年	新受	136,359	16,583	6,079	795	1,311	1,289	2,009	1,805	1,337	1,958
	指数	96.2	101.0	104.8	88.2	88.3	101.4	93.6	103.6	94.6	117.5
2年	新受	130,937	15,904	5,605	957	1,230	1,249	2,005	1,689	1,230	1,939
	指数	92.3	96.8	96.7	106.2	82.9	98.3	93.4	97.0	87.0	116.3
3年	新受	132,556	16,594	6,171	840	1,222	1,277	1,988	1,753	1,274	2,069
	指数	93.5	101.0	106.4	93.2	82.3	100.5	92.6	100.6	90.2	124.1

(別表第13)

家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成29年		30年		31年/ 令和元年		2年		3年		
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	
総 数	16,825	100.0	16,206	96.3	16,583	98.6	15,904	94.5	16,594	98.6	
別表第二調停	総 数	10,434	100.0	10,109	96.9	10,463	100.3	10,219	97.9	10,987	105.3
	夫婦同居等	8	100.0	5	62.5	6	75.0	7	87.5	10	125.0
	婚姻費用分担	2,243	100.0	2,142	95.5	2,219	98.9	2,331	103.9	2,302	102.6
	子の監護	4,937	100.0	4,764	96.5	4,966	100.6	4,808	97.4	5,360	108.6
	財産分与	216	100.0	217	100.5	257	119.0	222	102.8	263	121.8
	親権者変更等	957	100.0	941	98.3	972	101.6	955	99.8	890	93.0
	扶養	62	100.0	59	95.2	55	88.7	42	67.7	50	80.6
	遺産分割	1,699	100.0	1,683	99.1	1,709	100.6	1,619	95.3	1,821	107.2
	寄与分	84	100.0	73	86.9	65	77.4	42	50.0	62	73.8
	特別の寄与	0		0		0		12		34	100.0
別表第二以外の調停	請求すべき按分割合	202	100.0	194	96.0	191	94.6	162	80.2	165	81.7
	その他の	26	100.0	31	119.2	23	88.5	19	73.1	30	115.4
	総 数	6,391	100.0	6,097	95.4	6,120	95.8	5,685	89.0	5,607	87.7
	婚姻中の夫婦間	5,076	100.0	4,919	96.9	4,951	97.5	4,561	89.9	4,538	89.4
	婚姻外の男女間	31	100.0	15	48.4	14	45.2	12	38.7	25	80.6
別表第二以外の調停	親族間の紛争	247	100.0	213	86.2	231	93.5	201	81.4	180	72.9
	合意に相当する審判事項	384	100.0	358	93.2	338	88.0	341	88.8	340	88.5
	その他の	653	100.0	592	90.7	586	89.7	570	87.3	524	80.2

(別表第14)

令和3年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳

事件の種類	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
総 数	132,556	16,594	6,171	840	1,222	1,277	1,988	1,753	1,274	2,069
別表第二	総 数	82,600	10,987	4,075	564	804	818	1,288	1,163	818
	夫婦同居等	82	10	4	1	0	0	1	1	1
	婚姻費用分担	22,271	2,302	930	114	176	193	270	250	175
	子の監護	37,221	5,360	1,953	309	366	408	641	551	372
	財産分与	1,833	263	101	12	17	12	30	32	18
	親権者変更等	5,160	890	330	37	73	63	101	70	69
	扶養	478	50	24	4	5	3	2	9	3
	遺産分割	13,565	1,821	624	80	148	123	208	215	161
	寄与分	584	62	21	2	6	9	6	3	1
	特別の寄与	243	34	19	0	2	1	0	4	7
別表第二以外	請求すべき按分割合	982	165	58	4	9	5	27	26	9
	その他の	181	30	11	1	2	1	2	2	9
	総 数	49,956	5,607	2,096	276	418	459	700	590	456
	婚姻中の夫婦間	39,886	4,538	1,700	226	343	373	548	500	356
	婚姻外の男女間	206	25	14	0	0	5	3	0	2
別表第二以外	親族間の紛争	1,751	180	75	5	13	10	19	15	20
	合意に相当する審判事項	2,979	340	137	12	17	20	50	27	26
	その他の	5,134	524	170	33	45	51	80	48	52
										45

(別表第15)

令和3年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比

別表第二 別表第二以外



※数値は百分率(%)を示す。

(別表第16の1)

家事調停事件の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成29年	既済	137,194	16,727	6,004	791	1,420	1,322	1,972	1,804	1,488	1,926
	指 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30年	既済	134,079	16,400	5,832	763	1,329	1,394	2,055	1,753	1,526	1,748
	指 数	97.7	98.0	97.1	96.5	93.6	105.4	104.2	97.2	102.6	90.8
31／元年	既済	130,520	15,653	5,847	768	1,342	1,217	1,858	1,641	1,160	1,820
	指 数	95.1	93.6	97.4	97.1	94.5	92.1	94.2	91.0	78.0	94.5
2年	既済	124,343	15,639	5,447	890	1,260	1,243	1,874	1,690	1,366	1,869
	指 数	90.6	93.5	90.7	112.5	88.7	94.0	95.0	93.7	91.8	97.0
3年	既済	139,184	16,421	6,058	905	1,298	1,220	2,078	1,639	1,239	1,984
	指 数	101.5	98.2	100.9	114.4	91.4	92.3	105.4	90.9	83.3	103.0

(別表第16の2)

家事調停事件の未済件数の推移

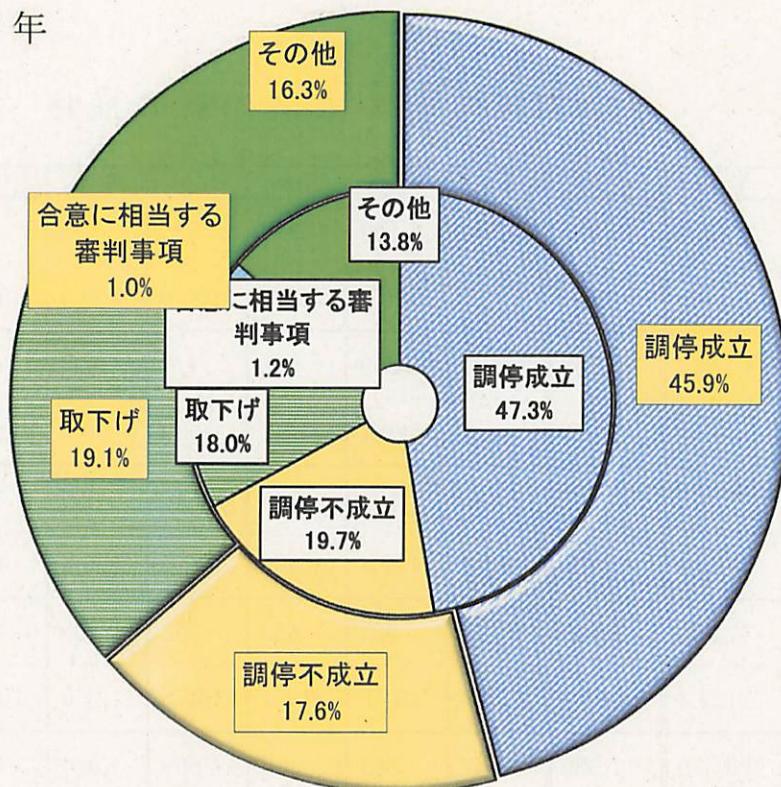
年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成29年	未済	63,069	6,752	2,399	299	550	533	909	764	567	731
	指 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30年	未済	64,774	6,558	2,504	359	617	474	818	645	451	690
	指 数	102.7	97.1	104.4	120.1	112.2	88.9	90.0	84.4	79.5	94.4
31／元年	未済	70,613	7,488	2,736	386	586	546	969	809	628	828
	指 数	112.0	110.9	114.0	129.1	106.5	102.4	106.6	105.9	110.8	113.3
2年	未済	77,207	7,753	2,894	453	556	552	1,100	808	492	898
	指 数	122.4	114.8	120.6	151.5	101.1	103.6	121.0	105.8	86.8	122.8
3年	未済	70,579	7,926	3,007	388	480	609	1,010	922	527	983
	指 数	111.9	117.4	125.3	129.8	87.3	114.3	111.1	120.7	92.9	134.5

(別表第17)

家事調停事件の終局区分の推移

年 次	既 濟 総 数	調 停 成 立	調 停 不 成 立	取 下 げ	合 意 に 相 当 す る 審 判 事 事	そ の 他
平成 29年	16,727	8,856	2,493	3,745	215	1,418
構成比(%)	100.0	54.0	15.2	22.8	1.3	8.6
30年	16,400	8,582	2,590	3,343	174	1,711
	100.0	54.8	16.5	21.4	1.1	10.9
31／ 令和元年	15,653	7,890	2,378	3,275	213	1,897
	100.0	50.5	15.2	20.9	1.4	12.1
2年	15,639	7,494	2,642	3,162	173	2,168
	100.0	45.6	16.1	19.3	1.1	13.2
3年	16,421	7,535	2,898	3,143	164	2,681
	100.0	45.9	17.6	19.1	1.0	16.3
全 国	3年	139,184	65,872	27,399	25,068	1,693
		100.0	47.3	19.7	18.0	13.8

令和3年



(内円)全国 139,184 件

(外円) 管内16,421件

(別表第18)

令和3年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)

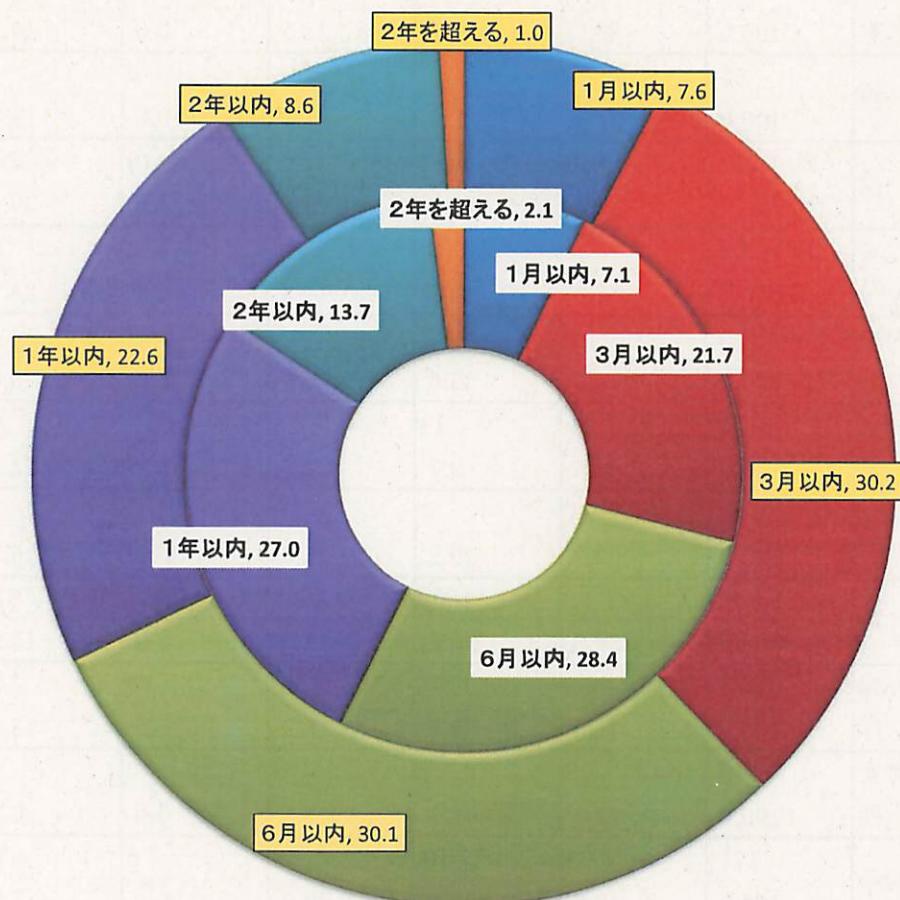
事件の種類	既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	その他
総 数	16,421	7535	2898	3143	164	2681
構成比(%)	100.0	45.9	17.6	19.1	1.0	16.3
別表第二調停						
総 数	10,681	5337	1396	2081	0	1867
	100.0	50.0	13.1	19.5	0.0	17.5
夫婦の同居・協力扶助	6	0	4	1	0	1
	100.0	0.0	66.7	16.7	0.0	16.7
婚姻費用分担	2,326	1135	329	607	0	255
	100.0	48.8	14.1	26.1	0.0	11.0
子の監護に関する処分	5,057	2731	731	882	0	713
	100.0	54.0	14.5	17.4	0.0	14.1
財産分与	226	135	37	33	0	21
	100.0	59.7	16.4	14.6	0.0	9.3
親権者の指定・変更	957	543	91	225	0	98
	100.0	56.7	9.5	23.5	0.0	10.2
扶養	51	16	12	16	0	7
	100.0	31.4	23.5	31.4	0.0	13.7
遺産分割	1,817	656	154	287	0	720
	100.0	36.1	8.5	15.8	0.0	39.6
寄与分を定める処分	53	24	10	6	0	13
	100.0	45.3	18.9	11.3	0.0	24.5
特別寄与分を定める処分	20	0	7	12	0	1
	100.0	0.0	35.0	60.0	0.0	5.0
請求すべき按分割合	144	90	14	6	0	34
	100.0	62.5	9.7	4.2	0.0	23.6
その他	24	7	7	6	0	4
	100.0	29.2	29.2	25.0	0.0	16.7
別表第二以外の調停						
総 数	5,740	2198	1502	1062	164	814
	100.0	38.3	26.2	18.5	2.9	14.2
婚姻中の夫婦間の事件	4,675	1955	1191	788	0	741
	100.0	41.8	25.5	16.9	0.0	15.9
婚姻外の男女間の事件	19	8	8	3	0	0
	100.0	42.1	42.1	15.8	0.0	0.0
親族間の紛争	177	34	64	69	0	10
	100.0	19.2	36.2	39.0	0.0	5.6
合意に相当する審判事項	308	2	52	73	164	17
	100.0	0.6	16.9	23.7	53.2	5.5
その他	561	199	187	129	0	46
	100.0	35.5	33.3	23.0	0.0	8.2

(別表第19)

家事調停事件の既済事件の審理期間の推移

期 間	平成29年		30年		31／令和元年		2年		3年		全国(3年)	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	16,727	100.0	16,400	100.0	15,653	100.0	15,639	100.0	16,421	100.0	139,184	100.0
1月以内	1,620	9.9	1,537	9.8	1,488	9.5	1,232	7.9	1,254	7.6	9,919	7.1
3月以内	5,414	33.0	5,205	33.3	4,980	31.8	3,928	25.1	4,954	30.2	30,266	21.7
6月以内	5,230	31.9	5,109	32.6	4,791	30.6	4,900	31.3	4,936	30.1	39,539	28.4
1年以内	3,493	21.3	3,383	21.6	3,315	21.2	4,097	26.2	3,714	22.6	37,531	27.0
2年以内	852	5.2	1,029	6.6	981	6.3	1,325	8.5	1,407	8.6	19,047	13.7
2年を超える	118	0.7	137	0.9	98	0.6	157	1.0	156	1.0	2,882	2.1

令和 3 年



(内円) 全国139,184件

(外円) 管内16,421件

家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移

年 次	区 分	既済事件の平均審理期間(月)		
		全調停	別表第二調停	別表第二以外の調停
29年	全国	5.8	6.0	5.4
	管内	5.2	5.5	4.7
30年	全国	6.0	6.4	5.6
	管内	5.4	5.7	4.8
31／ 令和元 年	全国	6.3	6.7	5.7
	管内	5.3	5.7	4.7
2年	全国	7.2	7.5	6.7
	管内	6.2	6.6	5.5
3年	全国	7.4	7.7	6.8
	管内	5.9	6.2	5.5

(別表第20の2)

家事調停事件既済・未済事件の平均審理期間の推移(管内各庁)

		既済平均審理期間(月)					未済平均審理期間(月)				
		H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
全国	調停	5.8	6.0	6.3	7.2	7.4	5.4	5.6	5.9	6.8	6.6
	別表第二	6.0	6.4	6.7	7.5	7.7	5.9	6.2	6.4	7.3	7.0
	別表第二以外	5.4	5.6	5.7	6.7	6.8	4.6	4.7	5.1	5.9	5.6
福岡家 管内	調停	5.4	5.6	5.3	6.4	5.7	5.1	5.0	4.9	5.9	5.8
	別表第二	5.7	6.0	5.6	6.7	5.7	5.5	5.5	5.4	6.2	6.2
	別表第二以外	4.9	5.0	4.7	5.9	5.8	4.4	3.9	4.1	5.2	4.7
佐賀家 管内	調停	5.0	4.7	5.9	6.6	6.1	4.2	5.1	5.6	5.0	5.0
	別表第二	5.2	4.8	6.4	7.2	6.4	5.1	5.6	6.4	5.2	5.4
	別表第二以外	4.8	4.5	4.9	5.7	5.6	3.0	3.8	4.1	4.5	3.9
長崎家 管内	調停	4.8	4.9	5.6	6.1	5.9	4.6	4.9	5.9	6.2	6.4
	別表第二	5.1	5.0	5.8	6.4	6.3	4.7	5.3	6.9	7.0	7.3
	別表第二以外	4.5	4.8	5.1	5.6	5.2	4.3	3.9	4.1	4.7	4.4
大分家 管内	調停	5.1	4.9	5.1	5.6	5.8	4.8	4.6	4.8	5.6	6.2
	別表第二	5.6	5.2	5.4	6.2	6.1	5.6	5.1	5.1	6.0	6.7
	別表第二以外	4.5	4.3	4.6	4.6	5.4	3.5	3.9	4.0	4.7	5.1
熊本家 管内	調停	5.6	5.9	5.6	6.5	7.1	5.9	5.5	5.3	6.8	6.0
	別表第二	5.9	6.4	6.0	6.7	7.7	6.6	6.4	6.0	7.5	6.6
	別表第二以外	5.1	5.0	4.8	6.0	6.0	4.4	3.8	4.1	5.3	4.8
鹿児島 家管内	調停	5.8	5.7	5.5	6.2	6.1	6.4	5.6	5.6	5.7	5.8
	別表第二	6.5	6.2	5.7	6.7	6.7	7.4	6.4	6.0	6.4	6.2
	別表第二以外	4.7	4.8	5.0	5.2	5.2	4.3	4.0	4.4	4.0	4.5
宮崎家 管内	調停	3.9	4.6	5.0	5.9	5.1	3.9	4.6	5.5	5.4	5.6
	別表第二	4.1	4.7	5.1	6.3	5.3	4.2	4.9	5.8	5.5	5.7
	別表第二以外	3.5	4.5	4.7	5.3	4.8	3.3	4.2	4.9	5.4	5.5
那覇家 管内	調停	4.7	5.3	5.1	5.8	5.5	4.8	5.3	5.4	5.9	6.5
	別表第二	5.0	5.8	5.4	6.3	5.9	5.4	6.1	6.2	6.3	6.9
	別表第二以外	4.1	4.3	4.4	4.8	4.7	3.4	3.6	3.4	4.6	5.0

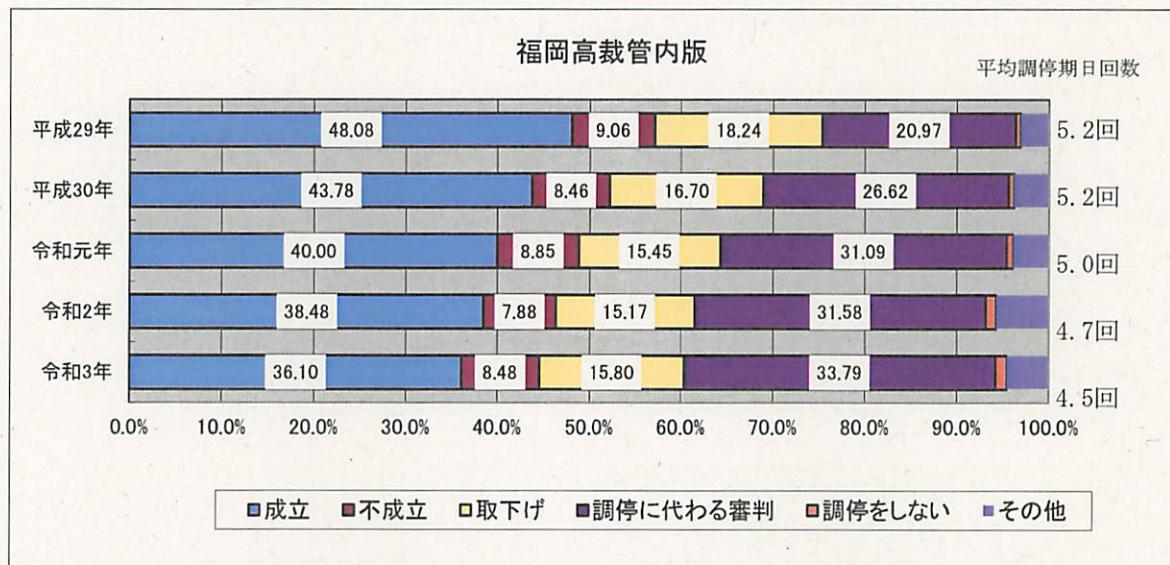
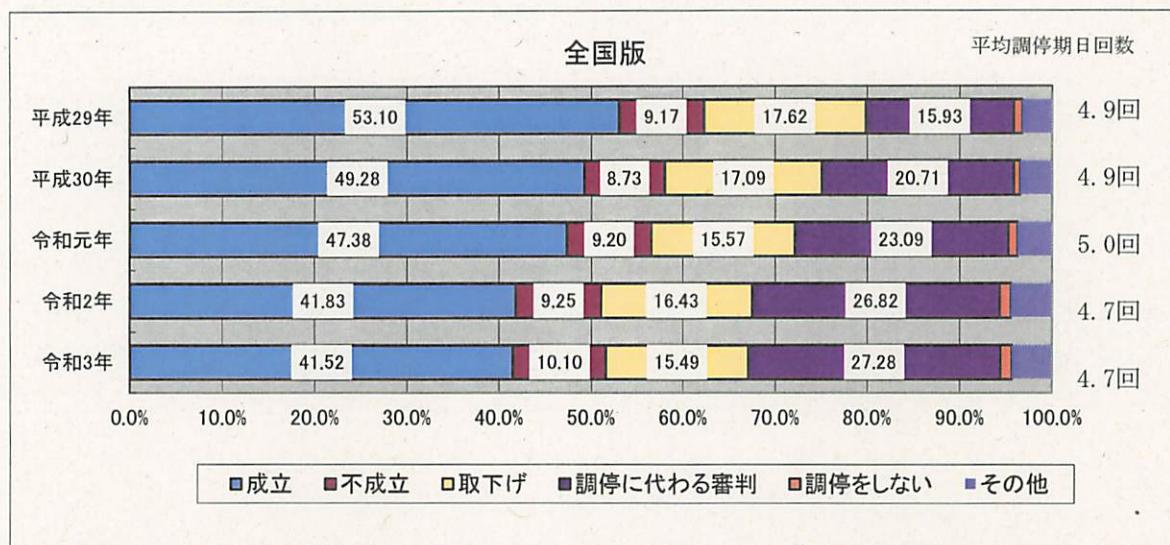
(別表第21)

令和3年別表第二調停事件の未済事件の審理期間

府 名	未 済		審 理 期 間 別 内 訳								
	総 数 ①	遺 産 分 割 の 割 合 ② ÷ ① ×100%	3月以内		6月以内		1年以内		2年以内	2年超	1年を超える未済事件に占める遺産分割の割合
			うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	うち 遺 産 分 割	
管 内	5,621	25.9%	2,269	1,437	1,216	557	142	50.1%			47.0%
	1,454		407	323	374	244	106				
福 岡	2,105	23.8%	848	545	476	188	48	47.0%			47.8%
	502		136	120	135	77	34				
佐 賀	286	20.3%	122	86	55	21	2	47.8%			39.6%
	58		14	17	16	9	2				
長 崎	334	25.1%	135	80	66	38	15	39.6%			40.7%
	84		22	16	25	12	9				
大 分	420	21.2%	154	115	92	49	10	40.7%			61.0%
	89		30	18	17	18	6				
熊 本	688	27.9%	267	186	135	83	17	61.0%			43.3%
	192		47	40	44	45	16				
鹿 児 島	678	28.3%	274	157	162	76	9	47.1%			32.0%
	192		57	47	48	34	6				
宮 崎	361	26.9%	152	109	70	20	10	32.0%			32.0%
	97		28	26	30	7	6				
那 霸	749	32.0%	317	159	160	82	31	61.1%			32.0%
	240		73	39	59	42	27				

(別表第22)

遺産分割事件における終局区別割合・平均調停期日回数



第 1 民事調停事件の概況

1 民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

最近 10 年間の全国及び福岡高等裁判所管内（以下「管内」という。）の民事調停事件全体（高裁、地裁及び簡裁）の新受件数（実数及び平成 24 年を 100 とする指標）の推移は、別表第 1 のとおりであり、指標の推移をグラフ化したもののが、別表第 2 である。

新受件数は、全国、管内とも、特定調停事件の急減の影響により、平成 18 年以降、減少傾向にある。平成 24 年の新受件数を 100 とすると、令和 3 年は、全国で 57.0、管内で 49.9 となっている。

このうち、一般調停事件は、平成 24 年以降、全国、管内ともに減少傾向であったが、令和 3 年は若干の増加に転じている。

2 民事調停事件（簡裁）の概況

（1）新受件数の推移

最近 10 年間の全国、管内及び各庁別の簡易裁判所の新受件数の推移は、別表第 3 のとおりである。

新受件数は、民事調停事件全体と同様、平成 17 年以降、大幅な減少傾向にあり、平成 24 年を 100 とする指標では、令和 3 年は、全国で 52.4、管内で 47.6 にまで減少している。

（2）新受件数の事件別の推移等

最近 5 年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第 4 のとおりである。

一般調停の新受件数は、平成 29 年当時と比べると減少している。また、特定調停の新受件数は、平成 30 年以降、減少に転じている。

令和 3 年の全国、管内及び各庁別の新受件数の事件別の構成比は、別表第 5 のとおりである。福岡における商事調停の構成比（22.6%）が高いのが目につく。

（3）既済件数の推移

【機密性 2】

最近 5 年間の全国、管内及び各庁別の調停事件の既済件数の推移は、別表第 6 の 1 のとおりであり、平成 29 年の既済件数を 100 とする指数の推移を一覧表にしたものである。

(4) 未済件数の推移

最近 5 年間の全国、管内及び各庁別の調停事件の未済件数の推移は、別表第 6 の 2 のとおりであり、平成 29 年の未済件数を 100 とする指数の推移を一覧表にしたものである。

(5) 終局区分の推移

最近 5 年間の全国、管内及び各庁別の終局区分の推移は、別表第 7 のとおりである。

令和 3 年の管内の処理結果は、調停成立が 21.5%、調停に代わる決定が 41.3%、不成立が 24.8%、取下等が 12.4% であるところ、全国の調停成立の割合 (28.7%)、不成立率の割合 (30.8%) 及び取下等率の割合 (14.6%) より低く、調停に代わる決定の割合が全国 (26.0%) より高いのが特徴である。

管内各庁の状況を見ると、成立率は熊本 (38.2%) のみ全国よりも高いが、その他の庁は全国より低く、不成立率は長崎 (31.6%) のみ全国より高く、その他の庁は全国よりも低くなっている。調停に代わる決定率は、全国の指標は平成 29 年以降は増加傾向にある。管内についても成立率が高い熊本を除き、全国と比較すると高い状況は続いている。

(6) 既済事件の審理期間等の推移

最近 5 年間の全国及び管内の既済事件の審理期間等の推移は、別表第 8 の 1 のとおりである。

既済事件の審理期間の推移を見ると、管内では平成 27 年から、1 月以内の終局率が減少傾向にあったものの（本概況においては、平成 28 年以前の統計は省略）、令和 2 年以降増加に転じ、令和 3 年の 1 月以内の終局率は 35.4% となっている。

【機密性 2】

平成 29 年には 2.0 月であった平均審理期間は、長期化傾向を示し、令和 3 年は 2.3 月となっている。全国においても、平成 29 年の平均審理期間が 3.4 月のところ、令和 3 年は 4.0 月となっている。なお、令和 3 年の既済事件の審理期間は、管内（外円）では 65.1% が 2 月以内に既済となっているが、全国においては、2 月以内の既済は 42.7% である。

（7）弁護士関与率の推移

別表第 8 の 2 のとおり、全国及び管内ともに弁護士関与率は増加しており、全国では平成 23 年を境に増加し、平成 27 年以降は概ね 40% を超えており、令和 3 年も 42.9% に達している。管内についてもほぼ同様の傾向であり、全体的に見て、平成 24 年から令和 3 年にかけて微増している。

（8）既済事件の期日実施回数等

令和 3 年の全国及び管内の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数は、**別表第 9** のとおりであり、管内（外円）では、期日を実施しなかった事件が全体の 33.7%、3 回までの期日の実施によって終了した事件が全体の 58.1% であり、あわせて 91.8%（全国は 83.9%）を占めており、既済事件の多くが第 3 回期日までに終了している。

実施回数が 1 回で既済となっている事件は 35.9% で、全国（27.9%）よりも大きな割合を占めており、平均実施回数も、1.3 回で全国（1.9 回）より 0.6 回少なく、最近 5 年間を見ても、全国より少ない回数となっている。

第 2 家事調停事件の概況

1 新受件数の推移

最近 10 年間の全国及び管内の新受件数（実数及び平成 24 年を 100 とする指數）の推移は、**別表第 10** のとおりであり、指數の推移をグラフ化したものが、**別表第 11** である。

新受件数は、全国、管内ともに、概ね数% の増減はあるものの、全体的には全国、管内ともに高い水準を維持している。最近 10 年間を総じて見ると、全国、

【機密性 2】

管内とも別表第二事件は増加傾向にあり、別表第二以外の事件はいずれも減少傾向にある。

最近 10 年間の全国、管内及び各庁別の新受件数の推移は、別表第 12 のとおりである。各庁とも大きな増減はないことがわかる。

2 新受件数の事件別の推移等

最近 5 年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第 13 のとおりである。

別表第二の調停事件が増加し、平成 29 年以降の新受件数を見てみると、中でも財産分与（対 29 年比 21.8% 増）、子の監護（対 29 年比 8.6%）といった事件等が増加している。

一方、別表第二以外の調停事件は、いずれも減少している。

令和 3 年の全国、管内及び各庁別の新受事件の事件別の内訳は、別表第 14 のとおりであり、事件別の構成比をグラフにしたもののが別表第 15 である。管内における内訳は、別表第二の事件である子の監護にかかる事件がもっとも多く、次いで、別表第二以外の事件である婚姻中の夫婦間の事件、別表第二事件である婚姻費用分担、遺産分割、親権者関係の順となっている。一方、全国でみると、別表第二以外の事件である婚姻中の夫婦間の事件がもっとも多くなっている。

各庁別の特徴としては、那覇では子の監護にかかる事件の比率が佐賀に次いで高く、親権者関係の事件の比率も他庁と比べて高いことから、子を巡る事件が多いといえる。

3 既済件数及び未済件数の推移

最近 5 年間の全国、管内及び各庁別の既済件数の推移については別表第 16 の 1 のとおり、未済件数の推移については別表第 16 の 2 のとおりである。

4 終局区分の推移

最近 5 年間の全国及び管内の終局区分の推移は、別表第 17 のとおりである。

令和 3 年の管内（外円）の処理結果は、成立が 45.9%、不成立が 17.6%、取下げが 19.1% を占めており、全国（内円）とほぼ同じような構成比率である。

【機密性 2】

令和 3 年の管内の既済事件の事件別の終局区分構成比は、別表第 18 のとおりである。

5 既済事件の審理期間の推移

最近 5 年間の管内の既済事件の審理期間の推移は、別表第 19 のとおりである。

既済事件の審理期間は、令和 3 年は、管内（外円）は、3 月以内に 37.8% の事件が終了しており、これは、全国（内円）の 28.8% を上回っている。6 月以内に既済となった事件の割合を比較しても、管内（67.9%）が全国（57.2%）を上回っており、当管内ではより迅速な事件処理がされているものといえる。

最近 5 年間の全国及び管内の既済事件の平均審理期間の推移は、別表第 20 の 1 のとおりであり、いずれも伸びており、若干の長期化傾向がうかがわれる（平成 29 年から全国で 1.6 月、管内でも 0.7 月の伸び）。管内の既済事件の令和 3 年の平均審理期間は、調停全体で 5.9 月（全国 7.4 月）、別表第二の事件では 6.2 月（全国 7.7 月）、別表第二以外の事件では 5.5 月（全国 6.8 月）と、いずれも全国より短くなっている。

6 未済事件の審理期間の推移

令和 3 年の全国及び管内各庁別の既済事件及び未済事件の各審理期間は、別表第 20 の 2 のとおりである。未済平均審理期間については、全国では調停事件全体で 6.6 月、別表第二の事件で 7.0 月、別表第二以外の事件で 5.6 月であるが、管内では調停事件全体において、全国の数値（6.6 月）を超える庁はない。管内のほとんどの庁は、全国比で別表第二の事件及び別表第二以外の事件のいずれの審理期間も短い傾向がうかがわれる。

7 遺産分割事件の審理について

管内及び各庁別における令和 3 年の別表第二調停事件の未済事件の審理期間は、別表第 21 のとおりである。特に審理に時間がかかる傾向のある遺産分割事件に着目してみると、管内全体の未済事件総数 5,621 件のうち、遺産分割事件は 1,454 件で全体の 25.9% を占めており、1 年を超える未済事件に占める遺産分割

【機密性 2】

の割合は 50.1% となっている。

全国及び管内の遺産分割事件における終局区分別割合及び平均調停期日回数は
別表第 2 2 のとおりである。

令和 3 年の平均調停期日回数を見ると、全国は 4.7、及び管内は 4.5 回となっ
ており、管内の平均調停期日回数は、平成 30 年以降、減少している。また、こ
れまでと同様に、調停成立率は全国 (41.52%) より低い (36.10%) が、調停に代
わる審判率は高くなっている、取下率は平成 30 年以降全国よりも低い状態が続
いていたが、令和 3 年は全国よりも若干高くなっている (全国 15.49%、管内 15.80
%)。